

第3次始良市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

第3次始良市総合計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「第2次始良市総合計画」が令和8年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和9年度から令和16年度までの8年間を計画期間とする「第3次始良市総合計画」の策定を目的とする。

総合計画策定については、今後も進むことが予想される少子高齢化、デジタル化社会において適正な行財政運営を行うため、現実的で市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、これまでの施策の進捗状況や成果、社会情勢の変化等を踏まえた実効性のある持続可能な計画を策定する。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月28日まで

4 履行場所

始良市内(始良市役所ほか)

5 業務内容

業務内容については概ね以下のとおりを想定しているが、プロポーザルの提案内容等により委託契約時に市と事業者双方の協議により確定する。

(1) 市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存地域資料(各種計画書等)を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

(2) 住民アンケート調査等による市民意向の分析と課題抽出

令和6年度に市が実施した住民アンケート調査について、住民の意向を把握し、分析・課題抽出などを行う。集計結果を基に、市の現状や課題を把握し、報告書を作成する。報告書は簡易製本1部及びデータにより納品する。

なお、市からは住民アンケート調査結果を入力した(CSV又はExcel)データを提供する。

・対象者及び票数

市内在住の18歳以上の方 1,197人

・内容:選択式回答と自由意見欄

(3) 住民ワークショップ等の市民意向の把握

住民参画の一環として、基本構想で設定するまちの将来像を住民とともに考えるワークショップ等(2回程度)を実施する。実施に際しては、必要な支援(企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等)を行い、計画への市民意向の反映を行う。

(4) 人口ビジョンの分析・検証

内閣府の「地方人口ビジョンの策定のための手引き(令和6年6月版)」を参考に、類似団体、近隣市町の状況などを踏まえ、最新の人口データに基づき、人口動向分析・将来人口を推計する。

(5) 第2次総合計画の進捗状況の確認

施策、目標指標の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

(6) 主要課題の整理

(1)から(5)までの調査結果を踏まえ、第3次始良市総合計画の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

(7) 総合計画案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打ち合わせや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

① 基本構想

計画初年度を令和9年度、計画期間を8年間、目標年度は令和16年度(2034年度)とする。

将来像、基本理念、基本目標、施策体系等の提案

上記を踏まえた基本構想素案の作成

② 前期基本計画

計画期間は前期・後期4年間ずつに分け、令和9年度から令和12年度までの4年間で前期基本計画、令和13年度から令和16年度までの4年間で後期基本計画とする。

重点施策(総合戦略)と整合した計画体系及び施策の展開内容の提案

取組内容、取組スケジュール、関連するKPI等の提案

上記を踏まえた前期基本計画(令和9年度から令和12年度)素案の作成

③ 重点プロジェクト

総合戦略、行政改革大綱との関係性や整合性を図りながら、令和9年度から令和12年度の4年間を見通した重点プロジェクト案を作成する。先導的に取り組むべきこと、政策的な課題の解決につながることなどを位置付けるものとする。

④付属資料の取りまとめ

資料編やデータ集など、計画策定にあたっての付属資料の取りまとめ・作成を行う。

(8) パブリックコメント実施支援

総合計画庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への回答案の作成、計画への反映などを行う。

(9) 審議会等の運営支援

審議会等に出席し、運営支援（助言、提言及び会議資料等や会議録要旨の作成など）を行う。

総合計画審議会：4回程度（令和8年度）

総合計画策定委員会：4回程度（令和7年度 1回、令和8年度 3回）

(10) 概要版の原稿作成

確定した第3次始良市総合計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線で分かりやすくとりまとめる。

(11) 計画書及び概要版の校正、印刷製本

確定した第3次始良市総合計画、概要版の印刷製本を行う。「6 成果品」の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意すること。

6 成果品

(1) 第3次始良市総合計画書本編 250部

印刷仕様：A4版、200頁程度、全編フルカラー、デザインあり

(2) 第3次始良市総合計画書概要版 250部

印刷仕様：A4版、20頁程度、全編フルカラー、デザインあり、

(3) 本業務関連の電子データ一式

（CD-ROMでファイル形式はWord、Excel、PDF等）

7 支払方法

受託者は、業務完了後、検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、市に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。市は、請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

8 留意事項

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、発注者と打ち合わせを行わなければならない。

ない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度、市と協議すること。

- (3) 業務には、十分な知識や経験を有する技術者を配置すること。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 その他の事項

- (1) 本仕様にて定めのない事項及び疑義を生じる場合は、市と受託者が別途協議する。
- (2) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は始良市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、その他の関係法令・条例・規則を順守すること。